



白山市立小中学校適正規模・適正配置 基本方針（案）

1 市立小中学校の現状と課題

(1) 児童生徒数の現状と見込		2
(2) 学校規模の現状と見込		5
(3) 通学区域の現状		8
(4) 学校施設の現状と課題		12
(5) 市公共施設の現状		16



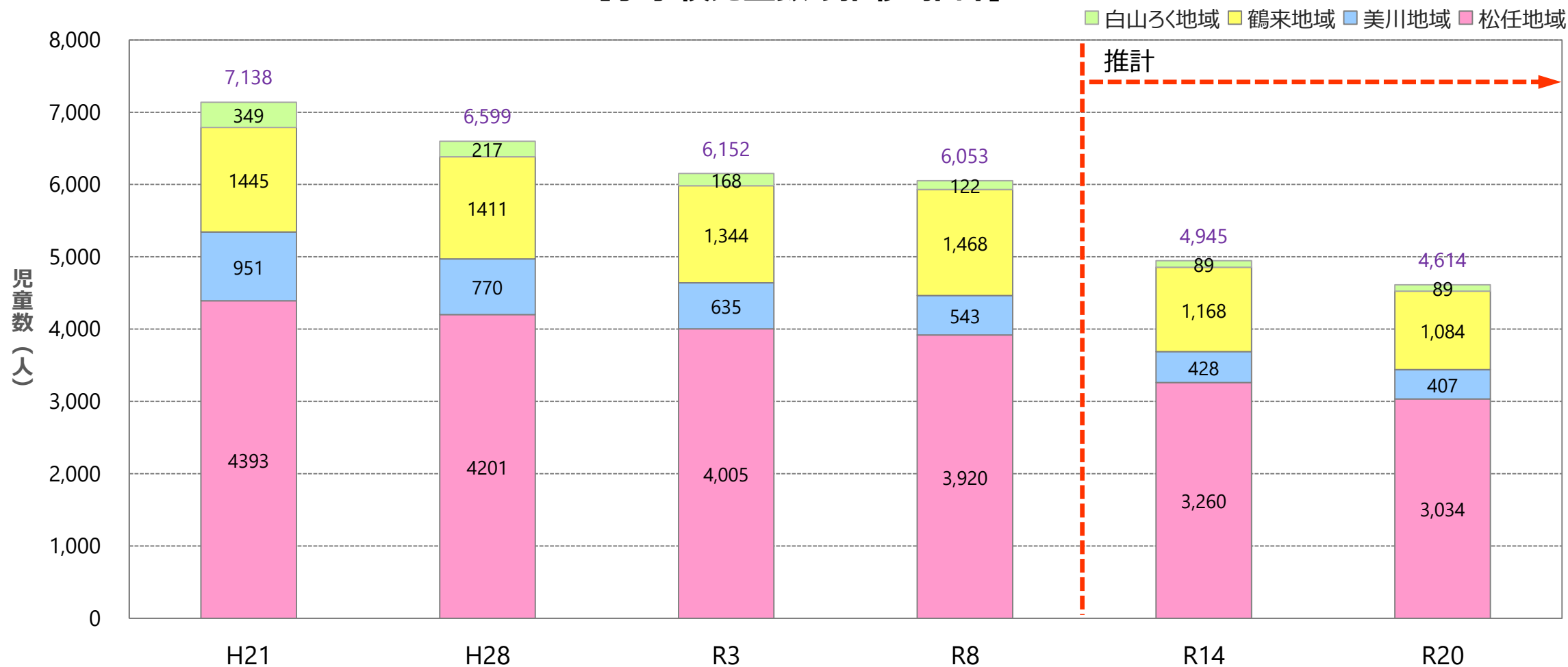
(1) 児童生徒数の現状と見込

本市の児童生徒数は、ピーク時（平成21年度）の10,606人（児童7,138人、生徒3,468人）から年々減少しており、令和8年度は9,094人（児童6,053人、生徒3,041人）となっている。全国的にも、少子化が急速に進行し、その傾向に歯止めがかからない状況であり、今後も児童生徒数の減少は続くものと考えられる。

今後の児童生徒数の将来推計においても、令和14年度には7,978人（児童4,945人、生徒3,033人）となっており、ピーク時に比べると約25%減少することが見込まれている。

また、市全体としては減少傾向となっているが、一方で区画整理事業などによる宅地開発が進んでいる一部の地域では、子育て世代の転入増加などにより、児童生徒数が急増している地域もあり、通学区域により児童生徒数の偏在の傾向が強まっている状況となっている。

【小学校児童数の推移・推計】

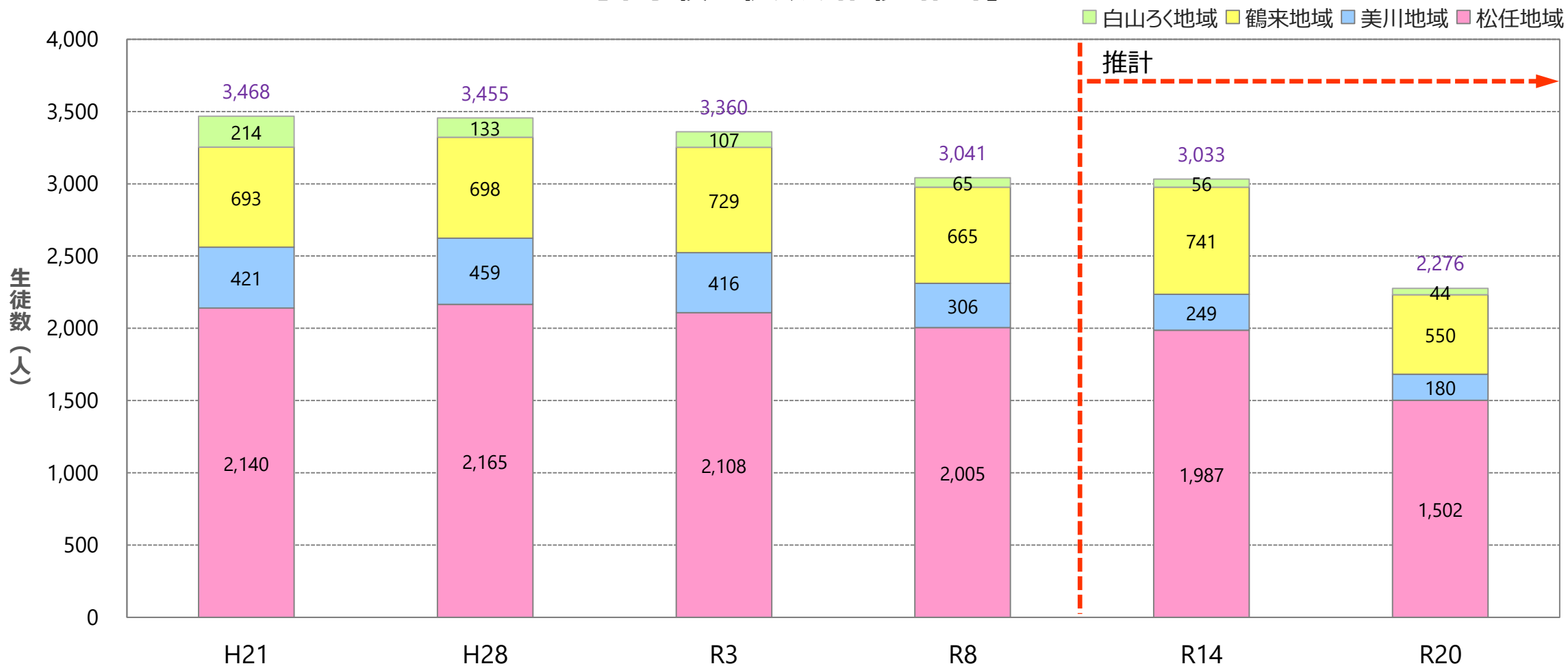


【推移・推計にあたっての前提条件】

- ① 令和8年度までの推移は、4月1日現在の住民基本台帳による人口を基にする。
- ② 令和8年度以降の推計は、区域外通学による児童生徒の移動はないものとする。



【中学校生徒数の推移・推計】



【推移・推計にあたっての前提条件】

- ① 令和8年度までの推移は、4月1日現在の住民基本台帳による人口を基にする。
- ② 令和8年度以降の推計は、区域外通学による児童生徒の移動はないものとする。

(2) 学校規模の現状と見込

国において法令等により標準学級数を定めており、また、文部科学省管理局助成課資料「これからの学校施設づくり」（昭和59年）には学校の学級数の規模ごとによる分類を示している。この分類による白山市の小中学校の現状と推計は、以下のとおりとなる。

【参考】 文部科学省管理局助成課資料「これからの学校施設づくり」による規模分類

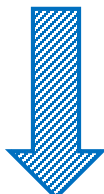
(単位：学級)

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
小学校	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上
中学校	1～2	3～11				

ア. 小学校

令和8年度現在の国の規模分類による本市の小学校の学校規模は、過小規模校3校、小規模校7校、適正規模校が9校となっているが、令和14年度には、過小規模校4校、小規模校7校、適正規模校が8校となり、白山ろくの小学校はすべて複式学級の存在する過小規模校になる見込みである。

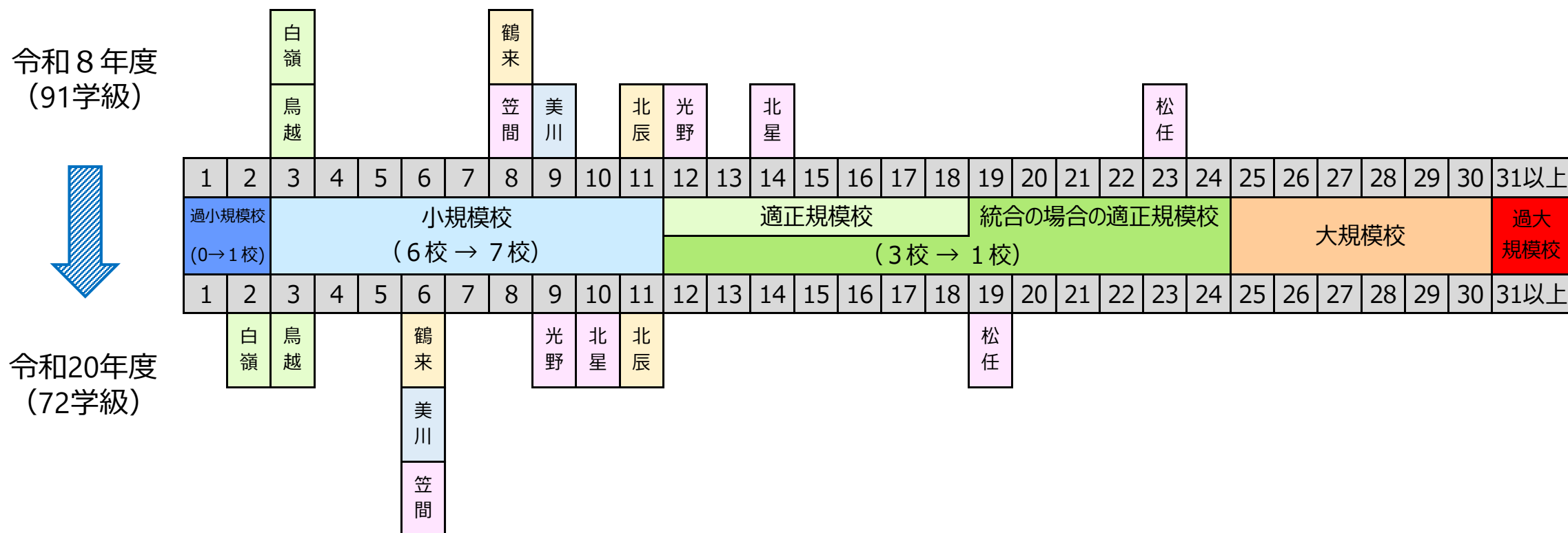
総クラス数は、令和8年度の224学級から令和14年度には195学級と29学級減少する見込みである。

令和8年度 (224学級)																																
																																
令和14年度 (195学級)																																

イ. 中学校

令和 8 年度現在の国の規模分類による本市の中学校の学校規模は、小規模校 6 校、適正規模校が 3 校となっているが、令和20年度には、過小規模校 1 校、小規模校 7 校、適正規模校が 1 校となり、白嶺中学校で複式学級の存在する過小規模校になる見込みである。

総クラス数は、令和 8 年度の 91 学級から令和20年度には 72 学級と 19 学級減少する見込みである。



(3) 通学区域の現状

ア. 小学校の通学区域の状況

現在、小学校は、19校（うち1校は小中学校併設校）となっており、平野部に位置する松任地域に9校、美川地域に3校、鶴来地域に3校と計15校があり、山間部に位置する白山ろく地域は4校となっている。

各小学校の通学区域の距離は、平野部に位置する松任・美川・鶴来地域については、文部科学省の基準でもある、通学距離4 km以内の範囲に収まっているが、白山ろく地域においては、中山間部に集落が点在しているため、河内小学校・鳥越小学校・白嶺小学校・白峰小学校の4校では、一部地域が通学距離4 kmを超えている。

また、各小学校の所在地は、人口密集地に位置しているところが多く、必ずしも通学区域の中心にあるとはいえず、通学区域境に位置している小学校では、他の通学区域の小学校に通うほうが近い場合もある。

スクールバスの運行については、長距離の徒歩通学が児童に与えるストレス等の影響を考慮し、通学距離がおおむね2 km未満でも一部対象としている。

こうしたことから、白山ろく地域の小学校の全てがスクールバスを運行しており、平野部に位置する地域では8校が運行し、7校がスクールバスを運行していない状況となっている。



イ. 中学校の通学区域の状況

現在、中学校は、9校（うち1校は小中学校併設校）となっており、平野部に位置する松任地域に4校、美川地域に1校、鶴来地域に2校と計7校があり、山間部に位置する白山ろく地域は2校となっている。

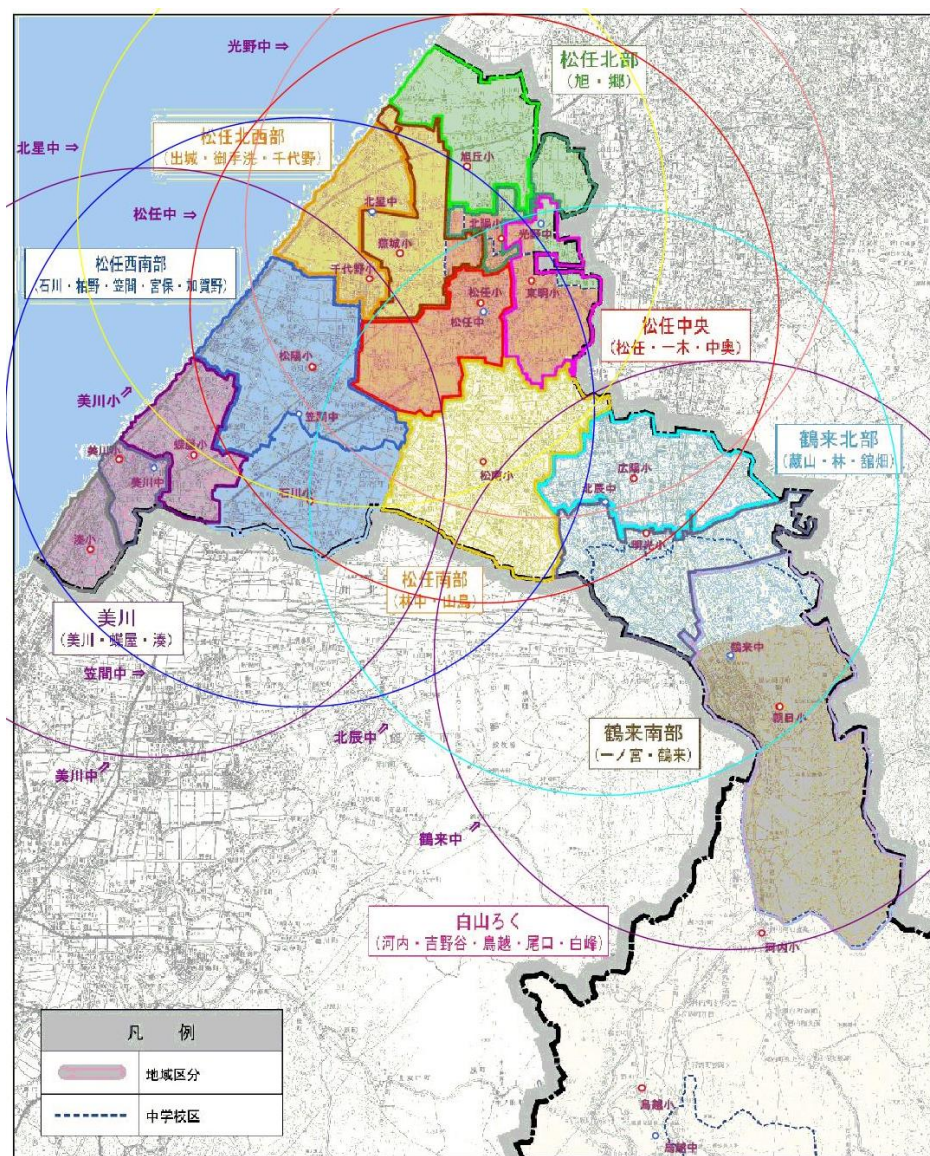
各中学校の通学区域の距離は、平野部に位置する松任・美川・鶴来地域については、文部科学省の基準でもある、通学距離6 km以内の範囲に収まっているが、白山ろく地域においては、中山間部に集落が点在しているため、鳥越中学校・白嶺中学校の2校では、一部地域が通学距離6 kmを超えている。

各中学校の所在地は、平野部の地域において、松任中学校・光野中学校を除き、おおむね通学区域の中心に位置している。白山ろく地域の鳥越中学校・白嶺中学校においては、山間部の地形が影響し、通学区域の中心とはならないものの、白山ろく地域を2校でカバーする上では、バランスの取れた位置にあると思われる。

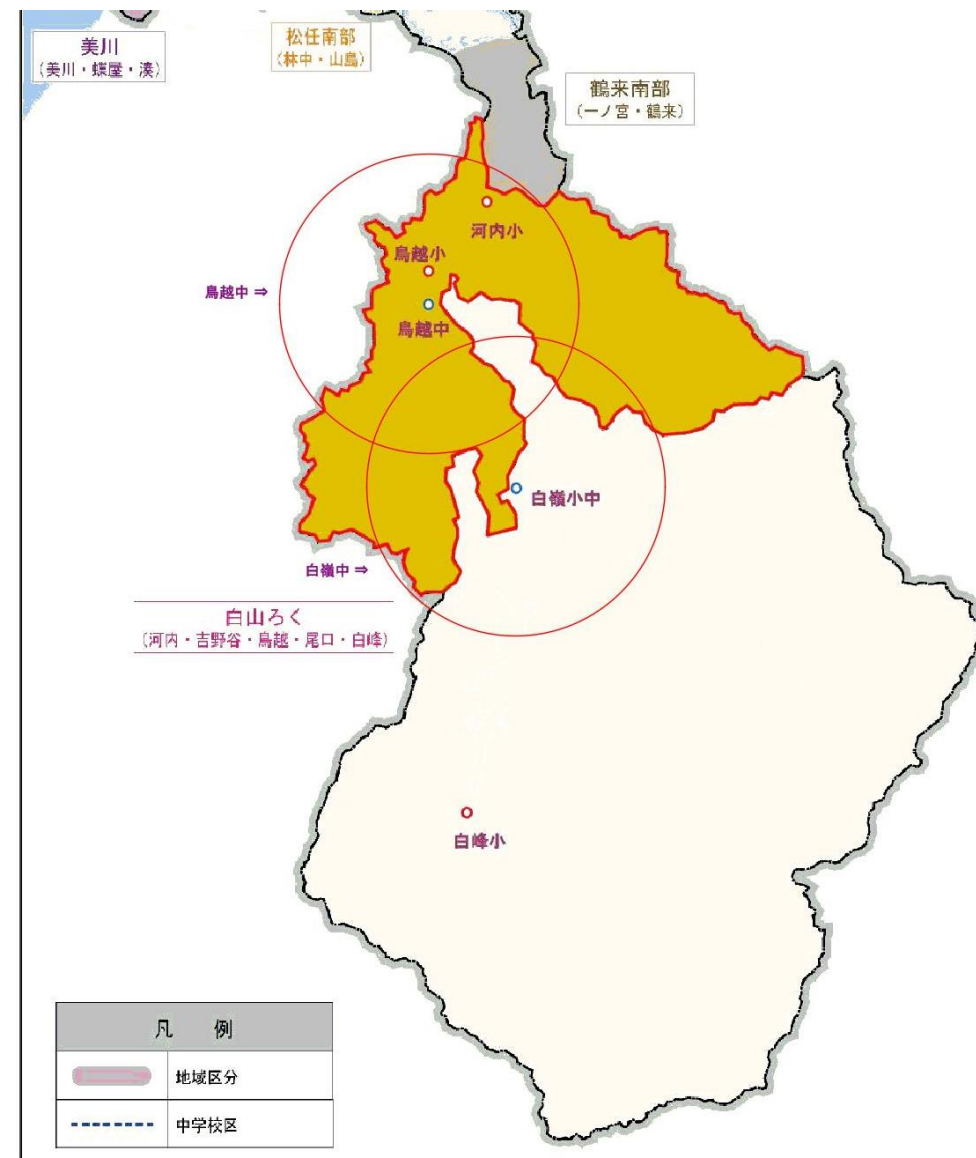
通学区域が最も広い白嶺中学校では、ほとんどの生徒がスクールバスでの通学となっており、2番目に広い鳥越中学校は、原則、自転車通学としているが、一部遠方の生徒についてはバス通学としている。

平野部に位置する地域の中学校は、原則、徒歩あるいは自転車通学としているが、一部、冬期に限り、スクールバスを運行している。

■市立中学校通学区域図



縮尺≒10万分の1 (1 cm→1 km)



縮尺≒20万分の1 (5mm→1 km)



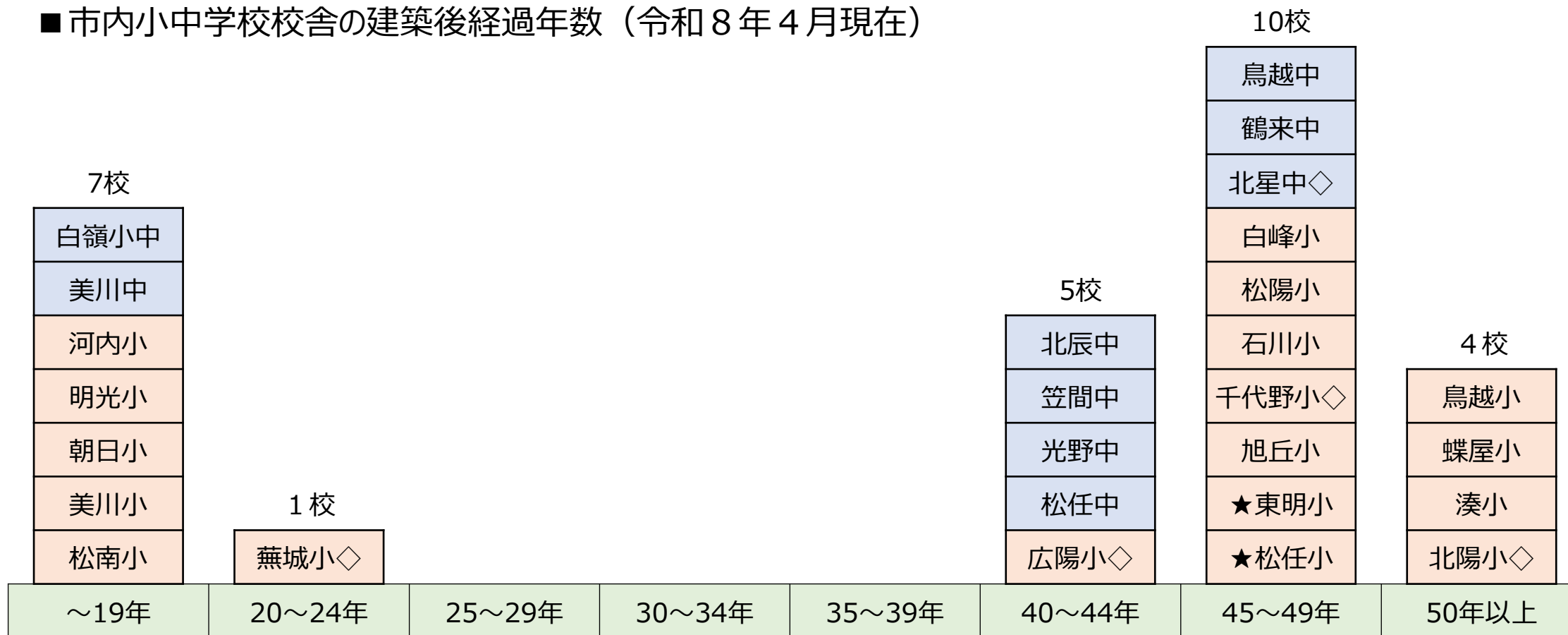
(4) 学校施設の現状と課題

ア. 学校校舎等の状況

本市の学校施設は27校（小学校18校、中学校 8 校、小中併設校 1 校）あり、全学校の耐震化は完了している。しかし、合併以降に改築した 8 校（蕪城小含む）以外の19校はいずれも建設後40年が経過し、老朽化が進行しており、この老朽化への対応や教育環境のなどの変化に伴う「大規模改造工事」を順次実施してきた。

令和 2 年度以降はこの「大規模改造工事」から、施工後30年以上使用可能となる整備を行う「長寿命化改良工事」を実施することとしており、長寿命化改良工事の実施に当たっては、将来の状況を見据えた対応が求められる。

■市内小中学校校舎の建築後経過年数（令和8年4月現在）

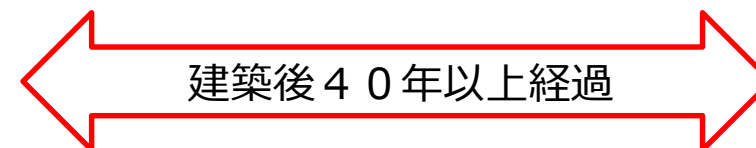


※各学校で経過年数の一番長い棟で集計

※改築校以外は、すべての学校において耐震化・大規模改造工事済

★印は長寿命化改良工事実施済

◇印は中期計画予定





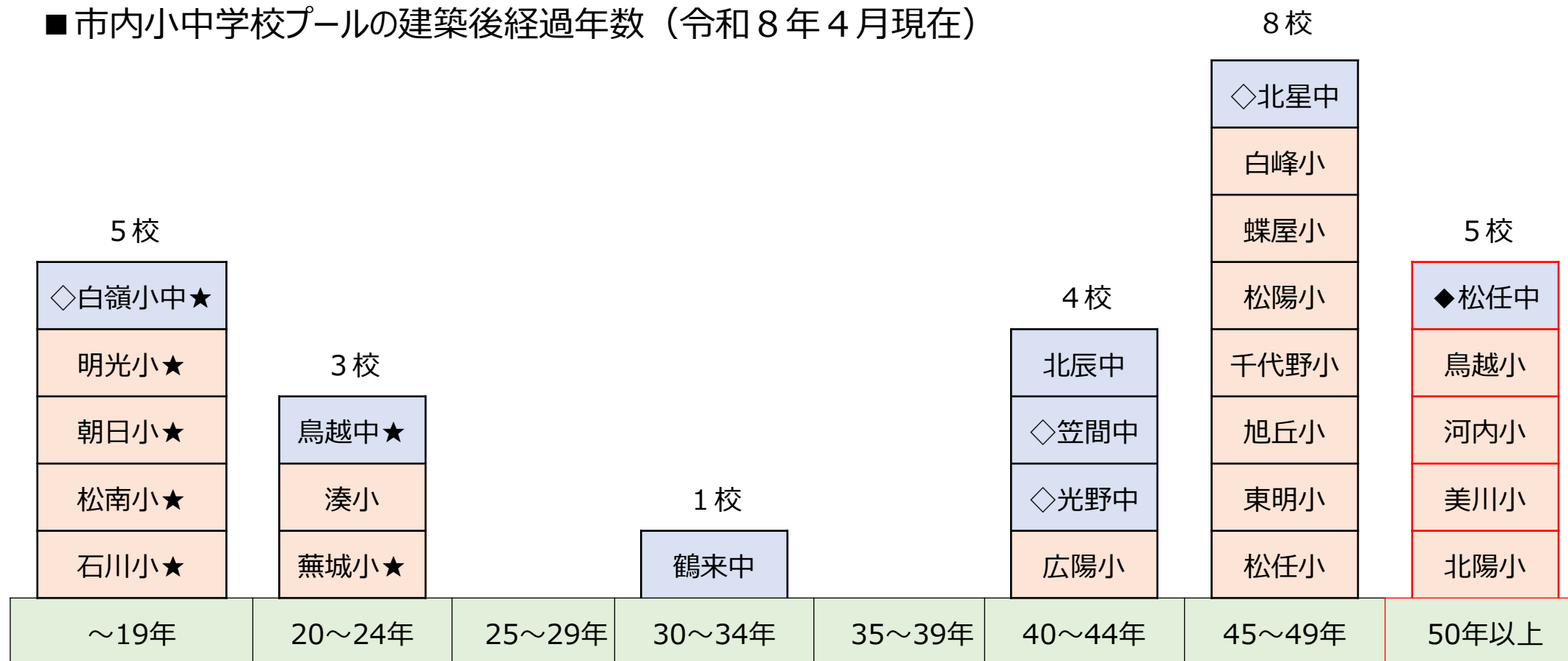
イ. 学校プールの状況

本市の学校プールは、美川中学校を除く各校に設置している。基本的に学校建設時にあわせて設置されており、うち5校は設置後50年以上経過している。改築校以外では、鳥越中及び石川小において著しく老朽化していたプールの改築を行った。これまで屋根改修工事やプールの温水化工事などの大型改修の他、プールの状態を点検しながら塗装改修工事・プールサイドの遮熱塗装、ポンプやろ過機等の設備機器の老朽化に伴う更新工事等を行ってきた。

一方、近年の気温上昇により、プールを使った授業のできる日数が減少しており、こういった改修費用を含め、水泳授業のあり方を検討する必要がある。



■ 市内小中学校プールの建築後経過年数（令和8年4月現在）



※ 美川中学校は隣接市営プールを利用しているため学校プールは設置していない。

★ 印は合併以降に新設（改築）したプール

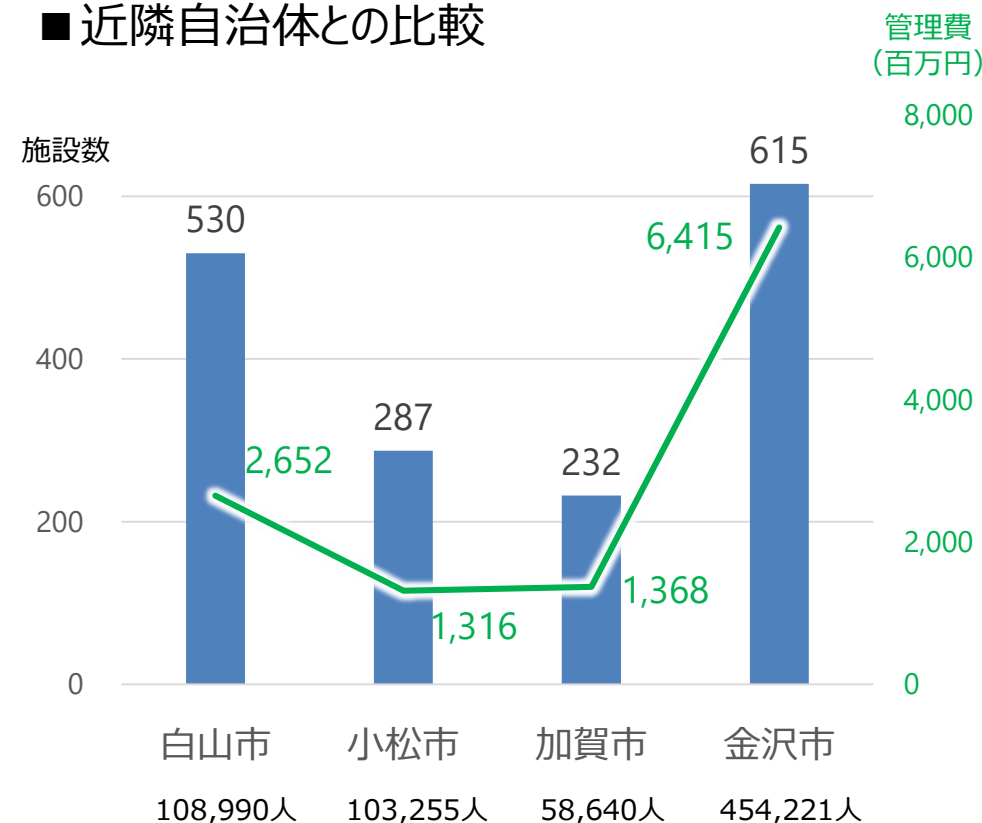
◇ 印は屋内プール（うち◆は温水）

(5) 市公共施設の現状

■ 白山市公共施設等総合管理計画（H27.3月策定、R4.3月改定）における施設数

施設類型	主な用途	施設数	延床面積
行政系施設	庁舎、消防施設	45	25,694㎡
社会教育施設	図書館、博物館、美術館	22	20,405㎡
市民文化施設	文化会館、コミュニティセンター、集会所	92	69,915㎡
子育て支援施設	保育所、児童施設	43	20,413㎡
学校教育系施設	小中学校	28	187,005㎡
保健・福祉施設	高齢者・障害福祉・保健施設	17	16,929㎡
産業施設	農林水産・農業振興・商工施設	16	13,302㎡
スポーツ・レクリエーション施設	体育・保養・観光施設	86	106,368㎡
公園施設	都市公園・市民公園	49	3,205㎡
市営住宅	市営住宅	21	53,357㎡
その他施設	駐車場、公衆トイレ、倉庫等	111	49,580㎡
計		530	566,173㎡

■ 近隣自治体との比較



※公共施設数は各市の管理計画より
 ※管理費は、地方財政状況調査より
 ※人口は令和7年12月1日現在

2 本市のこれまでの経緯と国の動向



本市のこれまでの経緯	国の動向
R2.3 「白山市学校施設適正規模検討委員会」を設置 R3.3 検討委員会から「白山市小学校・中学校の学校規模適正化・適正配置に関する提言」を教育委員会に提出 R7.3 第2次白山市教育振興基本計画を策定 R7.10 「白山市立小中学校適正規模・適正配置基本計画策定委員会」を設置、第1回策定委員会を開催 R7.11 「市立小中学校の適正規模・適正配置を考えるアンケート調査」を実施 R8.2 第2回策定委員会を開催 R8.7 第3回策定委員会を開催	H27.1 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引を策定 H27.6 学校教育法が改正 H28.4から義務教育学校が制度化された H29.3 学習指導要領の改訂 「主体的・対話的で深い学びの実現」の視点からの学習過程の改善 R元.12 <u>GIGAスクール構想</u>の推進を公表 R3.1 中央教育審議会から「令和の日本型教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」を答申 R7.6 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布 R7.12 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインを策定 R8.3 「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議 議論のまとめ」を公表 ・平成27年手引きの基本的考え方は引き続き妥当。 ・平成27年手引きを「<u>広域化</u>」「<u>総合化</u>」「<u>現代化</u>」の観点から更新。 ・上記観点を土台として、計画の策定や検討の加速等市町村が留意すべき観点を追記が必要。

3 学校適正規模・適正配置に関する 地域のニーズ

- (1) 市議会からの意見 20
- (2) アンケート調査結果からみる地域のニーズ 23



(1) 市議会からの意見

(令和6年9月 市議会一般質問)

質問：広陽小学校に通う児童の保護者から明光小学校への通学を希望しているという声が聞こえたり、広陽小学校の将来教室不足の対応として、一部、明光小学校への通学区域の見直しが必要ではないか。

答弁：将来についても教室不足とならないよう増改築工事を実施するので、通学区域の見直しは今のところ考えてはいない。通学区域は、地域というくくりの中で慎重に検討していくものであり、行政が一方的に通学区域を見直すということとはできない。もし地域のまとまった要望等があれば検討していきたい。

(令和7年6月 市議会一般質問)

質問：平野部では区画整理などの影響により、通学区域が複雑に交差し通っている交差通学が見られ、通学距離や学校規模に差がある状況について、対策を講じる考えはあるのか。

答弁：地域から通学区域の変更の意向があれば、市として変更が適当であると判断した場合は、地域の方々と本格的に協議を進めたい。

質問：人口減少を受けて学校の統廃合を検討する際には、単なる財政的な合理化ではなく、小規模校ならではの特色ある学校づくりを重視すべきと考えるが、地域の実情に応じた学校、義務教育を行う学校の在り方について市の考えを伺う。

答弁：統合ありきで検討するのではなく、様々な形の特色ある学校づくりも視野に入れ、次代を担う子供たちの豊かな学びを保障できる学校づくりを進めていきたい。



(令和7年9月 市議会一般質問)

質問：学校適正規模・適正配置に関する委員会について、白山ろく地域の学校の統廃合を課題とするのか。

答弁：白山ろく地域を含め、市内全体の小・中学校の適正規模・適正配置について将来を見据えた計画を策定することとしており、単なる財政的な合理化や統合ありきで進めるのではなく、様々な形の特色ある学校づくりも視野に入れ、多角的な視点から総合的に検討する。

質問：白嶺小中学校を小規模特認校として学びの多様化を図り、不登校児童の学びの場の選択肢として考えてみてはどうか。

答弁：現在も教育的配慮が必要な場合は、他校区の児童・生徒を個別に受け入れており、今後、市内小・中学校の適正規模・適正配置を検討する中で、小規模特認校なども含め、多様な学びの保障に向けて特色ある学校づくりについて検討していく。

質問：学校施設と地域コミュニティ施設の複合化は、財政的にも教育的にも地域共生社会の構築のためにも、様々な面で有益ではないか。

答弁：学校施設の計画的な長寿命化等を図ってきた中で、校舎等は比較的よい状態を維持していることから、これまでに学校施設の更新等に要した投資的経費の平均と、今後必要となる費用の推計に大きな差は生じないものと見込んでいる。一方で、体育館やグラウンド等の地域開放を積極的に進めてきたところでもあり、状態がよい学校施設の複合化や多機能化は、財政的な見地のみならず、学校を核にした地域づくりを進める上でも非常に有益であり、複合化等の可能性については、公共施設等個別施設計画を進める中で、先進事例も参考にしながら検討していく。また、施設の総量の適正化の中でどう集約化・複合化を考えていくか、学校施設の空き教室等の有効さも併せ持って検討して、今後、計画に盛り込んでいければと思っている。



(令和8年2月 市議会一般質問)

質問：学校の適正配置の判断基準と影響評価について、通学距離の延伸が子供たちの安全や生活リズムに与える影響、保護者の送迎負担、地域行事への参加機会の減少など、教育以外の側面にも十分な配慮が求められますが、どのように考えているのか。

答弁：計画策定に当たっては、統合ありきで進めるのではなく、効率性や財政面からの議論にとどまらず、様々な形の特色ある学校づくりも視野に入れ、次代を担う子供たちの豊かな学びを保障できる教育環境の整備を進めるため、多角的な視点から総合的に検討をお願いしている。

質問：統廃合の議論は、単に学校を減らすことが目的ではなく、子供たちにとってよりよい教育環境をどう確保するかという視点で進めるべきです。教育の質を高めるための教員配置、ICT環境の整備、特別支援教育の充実など、統廃合と並行して進めるべき施策についても、明確な方針が求められますが、どのようにしていくのか。

答弁：計画策定に向けた検討過程においては、透明性のある情報発信と地域住民との信頼関係の構築を重視した丁寧な説明と対話を通し、地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら、白山市の特色ある学校づくりを進めていく。



(2) アンケート調査結果からみる地域のニーズ

- ① 1つの学年の学級数は、小学校で約70%が2～3学級、中学校で約55%が4～5学級を望ましいという回答しており、国が適正規模と示す学級数を望ましいと感じている傾向がある。
- ② 通学について、小中学生とも約90%が通学時間30分未満で、それに対し約50%がちょうど良いと回答している。
- ③ 通学区域の見直しの必要性については、鶴来地域で約41%、白山ろく地域で約35%が必要であると回答しており、松任地域（約21%）、美川地域（約10%）に比べて高い回答率になっている。これは、鶴来地域で起きている隣接する学校間での規模の格差であったり、白山ろく地域の学校が過疎化により小規模化していることに起因すると考えられる。
- ④ 学校の統廃合の必要性については、白山ろく地域で約45%が必要であると回答している。これは、白山ろく地域の学校が小規模化していることによる学校存続に対する地域住民の危機感によるものと考えられる。
- ⑤ 特色ある学校の必要性については、学びの多様化学校が約86%、小中一貫校が約41%、教育課程特例校が約44%、特認校が約61%が必要であると回答しており、今後の学校適正規模・適正配置の方策に有効な手段と考えられる。
- ⑥ 学校外の屋内プールでの水泳授業については、「良い取組だ/どちらかといえば良い取組だ」という前向きな回答が約78%と多数を占めており、学校プールの在り方を見直す上での検討材料になる。

4 学校適正規模・適正配置に関する 基本的な考え方

- (1) 学校規模 …… 25
- (2) 通学距離 …… 27



(1) 学校規模

ア. 学校適正規模の基本的な考え方

児童生徒の教育条件の改善、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点を中心に、学校教育の目的や目標をより良く実現するために、以下の5つの要件を学校適正規模の基本的な考え方とする。

- ① 国が示す「令和の日本型学校教育」をもとに、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、子ども同士が異なる意見を出し合い、議論し、協働していくための適切な学習集団を構成できる規模
- ② 多様な人間関係を通して、集団のルールを学び、社会性を養うとともに、自らの個性や能力を伸長させることが期待できる規模
- ③ クラス替えにより人間関係の固定化を防ぐとともに、子どもたちの活力の増進と学校の活性化を図ることができる規模
- ④ 中学校は、教科担任制であることから、各教科に専門の教員を確保することが必要であり、特に授業時間数の多い国語、数学、社会、理科、英語の5教科については、複数の教員の確保ができる規模
- ⑤ 教員が目の行き届く範囲内の学校規模において、一定の教員数の確保により、子どもたちと向き合う時間が増えるとともに、学年単位や教科単位の教員同士が互いに協力し、切磋琢磨しながら成長することができ、かつ、校務分掌に大きな負担を生じない規模



イ. 望ましい学校規模

学校の果たす役割を十分に発揮するため、法令や適正規模等に関する手引を勘案し、本市の学校適正規模の基本的な考え方を実現するための望ましい学校規模を次のとおりとする。

- 小学校 各学年 2 学級以上、全体で 1 2 学級から 2 4 学級以下
 - ※ クラス替えが可能で、学年ごとに複数の教員配置が可能な規模
- 中学校 各学年 4 学級以上、全体で 1 2 学級から 2 4 学級以下
 - ※ クラス替えが可能で、学年ごと及び主要 5 教科に複数の教員配置が可能となり、そのほかの科目においても、免許外指導の解消が期待される規模

※ 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」に、5 学級以下の学校と 1 2 学級から 1 8 学級まで（学校教育法施行規則における標準学級数）の学校とを統合する場合には、2 4 学級までを適正な学校規模とみなすとされていることから、1 9 学級から 2 4 学級を含めて適正な規模とする。



(2) 通学距離

通学距離については、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、小学校は概ね 4 km 以内、中学校は概ね 6 km 以内であることが規定されている。

また、文部科学省の手引き（平成27年）では、「小学校で 4 km 以内、中学校で 6 km 以内」という基準はおおよその目安として引き続き妥当であるとの考え方が示されおり、通学所要時間についても、小中学校ともに「概ね 1 時間以内」を一応の目安とした上で、地域の実情に応じて判断することが適当であるとされてる。

これらを踏まえ、本市では、通学距離等についての考え方を次のとおりとする。

なお、公共交通機関やスクールバスなどの通学手段が確保される場合はこの限りではない。

- 通学距離 小学校は概ね 4 km以内、中学校は概ね 6 km以内
- 通学時間 小学校、中学校ともに、概ね 1 時間以内

※ 通学条件については、上記の通学距離、通学時間を目安としつつ、「児童生徒の発達段階」、「道路整備の状況等」、「児童生徒の負担面」などを十分に考慮した上で、学校、保護者、地域住民、行政機関などが連携調整し、児童生徒の通学の安全を確保するなど、実態に応じた柔軟な対応が必要。

5 学校適正規模・適正配置に向けた基本方針

- (1) 通学区域の見直し 29
- (2) 特色ある学校への移行
- (3) 学校施設の環境整備 30
- (4) 学校プールの共同集約化・共同利用
- (5) 学校施設の複合化



「4 学校適正規模・適正配置に関する基本的な考え方」を前提に、今後、「白山市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」を策定するための基本方針を次のとおりとします。

(1) 通学区域の見直し

隣接する学校間で学校規模の格差がある場合や、通学区域が複雑に入り組んでいる場合に、地域からの要望がある場合は、通学区域の見直しを協議する。

(2) 特色ある学校への移行

過疎化の進行により児童生徒の増加が見込めず、小規模・過小規模の小・中学校が存在する地域では、地域の実情に応じて、小規模特認校制度や小中一貫教育校化（義務教育学校など）といった特色ある学校への移行を検討する。



(3) 学校施設の環境整備

学校施設においては、将来の児童生徒の状況を見据えた適正な規模・配置を踏まえながら、長寿命化計画を基に安全で快適な環境整備を行う。

(4) 学校プールの共同集約化・共同利用

学校プールは、施設の老朽化や、近年の猛暑による気温上昇や急な気候変化により、計画的な水泳授業が困難になっていること、教職員の働き方改革への配慮など、様々な問題が生じていることから、公共施設のプールや民間プールの共同集約化・共同利用へ順次移行を検討する。

(5) 学校施設の複合化

国の『「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議』で示された、基本的な考え方にある「総合化」を念頭に、市長部局と連携し、学校を核にした地域づくりを進める上で、学校施設と地域コミュニティ施設などとの複合化も検討していく。

6 学校適正規模・適正配置の進め方 と留意事項

- (1)学校の適正規模・適正配置の進め方 32
- (2)学校の適正規模・適正配置を進める際に留意すること 33



(1) 学校の適正規模・適正配置の進め方

ア. 基本計画の策定

基本方針策定後、学校の規模適正化・適正配置の進め方やスケジュールのほか、学校の規模を起因とする課題解決のため、活力ある学校づくりに向けた取組を検討すべき「適正化を検討する学校」などをとりまとめた、具体的で実効性のある「市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定する。

イ. 説明会の実施と意見の反映

基本計画策定後、中学校単位などにおいて、学校や保護者、地域住民等を対象とした説明会を開催し、児童生徒にとって望ましい教育環境について課題共有に努める。

また、説明会を実施した後に、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や、将来の受益者である就学前の子どもの保護者、また地域の方々と協議、検討する「学校地域協議会」を設置するなど、活力ある学校づくりの実現に向けて、保護者や将来の保護者、地域の方々の意見が十分に反映される仕組みづくりに努める。

ウ. 保護者や将来の保護者、地域の方々との合意形成と合意に基づく丁寧な対応

保護者や将来の保護者、地域の方々と意見交換を十分に行い、合意形成に努める。また、合意が得られた場合は、学校の適正規模・適正配置の実現に向けて迅速かつ丁寧に取り組み、保護者や将来の保護者、地域の方々に生じた疑問や不安等についても、できる限り解消できるよう努める。



(2) 学校の適正規模・適正配置を進める際に留意すること

ア. 学校の適正規模・適正配置の実施についての留意点

学校の適正規模・適正配置に際しては、単なる合理化や統合ありきで進めるのではなく、次代を担う子どもたちの豊かな学びを保障できる学校づくりを進めるため、多角的な視点から総合的に進める。

イ. 白山市の特性を生かした魅力ある学校づくり

これからの白山市を担う子どもたちが、ふるさとへの郷土愛や誇りを持ち、互いを尊重し協力しながら、世代や地域を超えた交流を実現できるように、それぞれの地域の多様な魅力を理解し、学ぶことができる仕組みづくりが重要となる。そのため、学校運営に保護者や地域住民の参画を積極的に進め、地域の方々と学校が連携を密にするとともに、様々な場面で一体となって活動することができる、より地域に開かれた学校づくりが望まれる。

ウ. 長期的な展望と情報収集

基本計画策定には、長期的な展望に立ち、少なくとも今後10年程度の児童生徒数及び学級数の推移を十分に考慮するとともに、国や県の動向や、校区ごとの周辺の開発計画などの情報を把握しながら、慎重に進めていくことが重要となる。

また、児童生徒の通学条件などにより、通学区域の見直しや統合などによっても適正規模にならないことが推察される場合には、学校全体の児童生徒数や学級の児童生徒数にも着目し、通学区域の見直しや統合によって具体的にどのような効果が見込めるのかを丁寧に分析し、関係者と広く共有することが望まれる。さらに、こうした学校の存置を選択した場合には、教育の機会均等や水準の維持・向上のため、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を検討し、その実施を計画的に講じる必要がある。